

放送法及び電波法の一部を改正する法律の概要

平成19年放送法改正の附則において、法施行5年後の検討・見直しが求められていることを受け、総務省で開催した「放送政策に関する調査研究会」(※)における検討を踏まえたもの。

平成26年6月27日公布。

(※)長谷部恭男早大大学院教授(憲法)を座長に学識経験者8名で構成。平成24年11月から開催。

民放関係

(1)放送事業者の経営基盤強化計画の認定に係る制度の創設

- ① 放送系の数の目標の達成が困難となるおそれがある等の地域を、放送の区分ごとに指定。
- ② ①の地域に係る基幹放送事業者は、「経営基盤強化計画」を作成し、総務大臣の認定を受けることができることとする。
- ③ ②の計画の認定を受けた者に対する放送法・電波法の特例措置を規定。
 - ・再免許等の審査に際し、経理的基礎審査を免除。
 - ・異なる放送対象地域において同一の放送番組を放送することを可能とする。

(2) 認定放送持株会社の認定の要件の緩和

- ① マスメディア集中排除の一般原則(議決権保有は1/3まで)は堅持しつつ、認定放送持株会社のもとで議決権保有が可能な範囲を拡大。

※役員兼任が可能な範囲も拡大

- ② その他の規制の見直し

- ・認定放送持株会社の資産要件の緩和
- ・マスメディア集中排除原則における役員等の定義の一層の明確化・柔軟化等

NHK関係

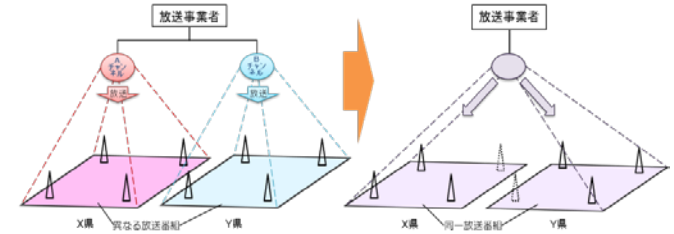
(3) 国際放送の番組の国内放送事業者への提供業務の恒常化等

- ① 外国人向けテレビ国際放送(NHKワールドTV)の放送番組の国内放送事業者への提供業務を恒常的な業務として実施可能とする。
- ② 手続きの簡素化

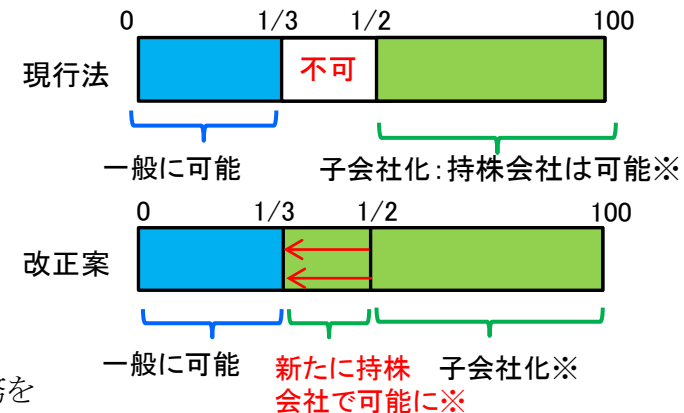
(4) NHKのインターネット活用業務の拡大

- ① 「放送した」番組のみならず、現在、試行的・限定的に実施している、
 - ・「放送と同時」の番組ネット配信(※)を恒常的な業務として実施可能とするほか、
 - ・放送・通信連携サービス(ハイブリッドキャスト)等の新たな業務の本格的な実施を可能とする。※ 国内ラジオ放送、大規模災害時の放送、国際放送
- ② 総務大臣の認可を受けてNHKが定める「実施基準」に従い業務を実施。実施基準の事後的な検証・見直しの仕組みを導入。

放送番組の同一化のイメージ



議決権保有が可能な範囲



※ただし、最大12まで